別表六㈢付表二の表中「適格組織再編成の別：適格合併・適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
適格組織再編成の日：　・　・
被合併法人等の名称：」を「適格組織再編成の別：
適格組織再編成の日：
被合併法人等の名称：

適格合併・適格分割・適格現物出資
・　・」に改め、同表の記載要領第二号⑵を削り、同号⑶中「若しくは被現物出資法人又は所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第６号）第２条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「平成22年旧法」という。）第２条第12号の６の２（定義）に規定する被事後設立法人」を「又は被現物出資法人」に、「（平成22年９月30日までの間に行われた適格分割型分割を除く。）若しくは適格現物出資又は適格事後設立（平成22年旧法第２条第12号の15に規定する適格事後設立をいう。第４号及び第７号において同じ。）をいう。以下この号及び第５号」を「又は適格現物出資をいう。以下この記載要領」に、「若しくは現物出資法人又は平成22年旧法第２条第12号の６に規定する事後設立法人」を「又は現物出資法人」に改め、同号⑶を同号⑵とし、同第四号中「適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改め、同第五号⑵を削り、同号⑶を同号⑵とし、同第七号中「適格分割若しくは適格現物出資又は適格事後設立」を「適格分割等」に改める。

別表六㈢付表三の表中「適格分割等の別：適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：」を「適格分割等の別：適格分割・適格現物出資
適格分割等の日：　・　・
分割承継法人等の名称：

」に改める。

別表六㈣の二の表中「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額」を「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額」に改め、同表の記載要領第三号を削り、同第四号を同第三号とし、同第五号中「「被合併法人等の最終の事業年度等の欠損金の損金算入額⑳」」を「「被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額　⑳」」に改め、同号⑴中「事業年度等」を「事業年度」に改め、同号を同第四号とし、同第六号を同第五号とする。